

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	市場	令和3年8月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用の意向なし	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

市場地区の農業の担い手の現状については、高齢化が進み後継者も無い状態であり、なおかつ農機具が老朽化していても機械の更新が出来ていない状態である。また、農地の現状についてもほ場整備が出来ていない状態である。これらのことにより地区全体で農業離れが進んでいる状態となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

ほ場整備を視野に入れた話し合いを地区内で行っていき、中心経営体への農地の集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻等	7.2 ha	水稻等	7.2 ha	
	B	水稻等	2.2 ha	水稻等	2.2 ha	
	C	水稻等	2.8 ha	水稻等	2.8 ha	
認農	D	水稻等	0.7 ha	水稻等	0.7 ha	
認農	E	水稻等	0.3 ha	水稻等	0.3 ha	
認農	F	水稻等	0.8 ha	水稻等	0.8 ha	
認農	G	水稻等	0.2 ha	水稻等	0.2 ha	
認農	H	水稻等	0.7 ha	水稻等	0.7 ha	
計	8経営体		14.9 ha		14.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地権者に対して責任を持って自らの農地を管理するように働きかけを行うことで中心経営体が耕作しやすい環境づくりに努めていく。

畦畔除去等により農地1区画あたりの面積を拡大することで中心経営体が耕作しやすい環境づくりを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	省略			
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	坂口	令和3年8月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向なし	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

坂口地区の農業の担い手の現状については、地区内の担い手については高齢化が進み後継者も無い状態であるため、地区外の担い手が農地の過半を耕作している状態となっており、今後もそのような傾向は変わらないと思われる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

既に一定程度、中心経営体に集約されている状況ではあるが、今後も可能な限り中心経営体への農地の集約を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻等	2.6 ha	水稻等	2.6 ha	
計	1経営体		2.6 ha		2.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	省略			
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	間田	令和3年8月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向なし	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

間田地区の農地の現状としてはほ場が未整備のため、様々な形状をした農地が点在しており、用排水、農道なども老朽化が進んでいる。これにより地区内における耕作にも影響が出ているという状況がある。また、ほ場整備が行われていないため、ほ場一区画当たりの面積が他地区に比べると狭小となっており、大規模農業者への集積が進んでおらず、条件の悪いほ場については荒廃農地化しているほ場も多く見受けられる。以上のことに加え、間田地区の農地における地権者の比率は地区内の地権者が30%、地区外の地権者が70%という構成になっているため、間田地区の農業、農地に関する話し合いの実施やそのような話し合いの合意の形成が難しくなっている状況もあり、間田地区の農地の現状としては非常に厳しいものがある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区外の地権者も含め、早急に地区内の農地の整備に向けた話し合いを進め、中心経営体への農地集約を推進していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻等	8.4 ha	水稻等	8.4 ha	
認農	B	水稻等	1.0 ha	水稻等	1.0 ha	
	C	水稻等	1.8 ha	水稻等	1.8 ha	
集	D	水稻等	1.2 ha	水稻等	1.2 ha	
計	4経営体		12.4 ha		12.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	省略			
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	烏脇	平成29年3月30日	令和3年8月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.2 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.4 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向なし	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

烏脇地区の農業の担い手の現状については、自作農家も多く、一定程度担い手は確保されている状態ではあるが、今後、離農や規模縮小する農家が増えることが予想される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、離農や規模縮小する農家が増えることが予想されるため、集落内あるいは近隣集落で中心経営体を確保し、農地の集約化を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稻等	1.2 ha	水稻等	1.2 ha	
	B	水稻等	0.3 ha	水稻等	0.3 ha	
	C	水稻等	0.6 ha	水稻等	0.6 ha	
	D	水稻等	0.7 ha	水稻等	0.7 ha	
	E	水稻等	0.4 ha	水稻等	0.4 ha	
認農	F	水稻等	1.1 ha	水稻等	1.5 ha	
	G	水稻等	0.7 ha	水稻等	0.7 ha	
認農	H	水稻等	0.5 ha	水稻等	0.5 ha	
計	8経営体		5.5 ha		5.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	省略			
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	野一色	令和元年11月19日	令和3年8月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向なし	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

近隣の耕作者も高齢化や後継者不足であり、区内の農地は圃場整備されていないため、今後耕作してくれる人がいるかどうか、危ぶまれ耕作放棄地が増加し農地の荒廃が心配される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作放棄地にならないよう農地の保全に努めていき、若い世代の中心経営体を確保した上で、農地の集約化を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稻等	4.4 ha	水稻等	4.4 ha	
	B	水稻等	3.5 ha	水稻等	3.5 ha	
	C	水稻等	0.2 ha	水稻等	0.2 ha	
認農法	D	水稻等	0.8 ha	水稻等	0.8 ha	
計	4経営体		8.9 ha		8.9 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	省略			
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	高溝	令和4年3月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用の意向有	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高溝地区内の農地に関して、現在地区内在住の地権者による耕作は無く、他地区の担い手(法人経営体で認定農業者)が地区内の地権者と相対契約を交わして耕作を行っている状況であり、地域農業の維持・発展のためには地区外の担い手に継続的に耕作を任せていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在、高溝地区の農地については地区内の担い手が全くいない状況であるため、人・農地プランの新規作成に係る地区内の会議で検討した結果、高溝地区の地域農業の維持・発展を図るため、地区外の担い手への集積・集約をより一層推進していく方針の人・農地プランを作成することとなった。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(株式会社)	水稻等	17.3 ha	水稻等	17.3 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1経営体		17.3 ha		17.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現時点で既に地区外の担い手へ農地の集積・集約が一定程度進んでいる状態であるが、今後は地区外の担い手への集積・集約をより一層推進していくために人・農地プランのエリア内の農地については原則として農地中間管理機構を活用して貸し借りをを行うこととなった。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	村木	令和4年3月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域の過疎化、高齢化が進み、限界集落への移行が顕著に現れている。ほ場や農道、生活道路の管理などの地域の共同体としての集落の機能を維持することさえ近い将来困難になると予想される状況であるため、地域内の担い手の後継者の確保も難しく、現在の地区内の担い手(2名)も将来的には耕作を継続していくのが困難になる可能性がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内で過疎化・高齢化が進んでいる現状を踏まえると農地の耕作を地区内の担い手だけで行うのは困難である。そのため、現在、村木地区内で耕作を行っている地区外の担い手(法人経営体2者)に今後も継続的に耕作を任せていくこととし、地区外の担い手に農地の集積・集約を図っていくこととする。また、耕作以外の農村機能・農村インフラの維持・管理についても今後は地区外の担い手と協力体制が構築できるようにしていくこととした。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(有限会社)	水稻等	16.1 ha	水稻等	16.7 ha	
認農法	B(株式会社)	水稻等	12.3 ha	水稻等	12.7 ha	
	C(個人農業者)	水稻等	1.3 ha	水稻等	0.9 ha	
	D(個人農業者)	水稻等	0.6 ha	水稻等	0.6 ha	
計	4経営体		30.3 ha		30.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地区外の担い手(法人経営体2者)の分散錯圖を解消し、農作業効率を向上させるため、農地中間管理機構の活用を行うことに関する地区内の地権者や耕作者等の合意を形成することができたため、今後は農地中間管理機構を活用し、地区外の担い手(法人経営体2者)への農地の集積・集約を図っていくこととする。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	本市場	令和4年3月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向無	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本市場地区の農地についてはほ場整備は行われているものの、地区内の担い手の高齢化が進んでおり、耕作がされずに耕作放棄地となっているほ場もいくつか見受けられる。今後、担い手の確保をどのように行っていくかが課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の担い手については高齢化が進んでおり、後継者も居ないため今後の担い手の確保が課題となっているが、現状では地区内外で新たな担い手を確保することは出来ていない。そのため、当面は既存の地区内の担い手が耕作しやすくなるように地区全体で支援を行うと共に、将来的には新たな担い手の確保・育成を行っていくこととしたい。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A(個人農業者)	水稻等	4.7 ha	水稻等	4.7 ha	
認農	B(個人農業者)	水稻等	1.7 ha	水稻等	1.7 ha	
認農	C(個人農業者)	水稻等	2.3 ha	水稻等	2.3 ha	
認農	D(個人農業者)	水稻等	1.1 ha	水稻等	1.1 ha	
計	4経営体		9.8 ha		9.8 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現時点では担い手同士の大規模な農地交換は予定していないため、地区全体で農地中間管理機構を活用する意向はないものの、今後、新たな担い手の確保・育成を行う際には地区全体で農地中間管理機構を活用した上で、大規模な農地交換を行う必要性も生じてくることが考えられるため、将来的な農地中間管理機構の活用については今後も検討していくこととしたい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	小田	令和4年3月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2 ha
(備考)農地中間管理機構の活用意向有	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

人・農地プランエリア地区内農地(川上、日向、郷ノ久保、黒土、金屋前、堂畑、ニツ屋)の地権者の内、約4割が近隣他集落(5～6集落)の地権者であるため、小田集落だけでは今後の方向性を決定することが難しく、他集落の地権者も含めた協議の場も存在しないため、地区内の農地について今後の方向性を決定することができていないのが現状である。農地の現状としては金屋前、堂畑、ニツ屋のほ場についてはほ場整備が行われていないため、一区画が10a未満の田が大部分を占めており、川上、日向、郷ノ久保についてはほ場整備は行われているものの、大部分が20a前後の区画でありほ場整備が行われた農地としてはやや狭小である。それに加えて小田地区の農地は傾斜地が多く、法面、畦畔の面積が大きいため、維持管理の手間が掛かっている。地区内の担い手の現状については地区内には集落営農組織がなく、地区内の個人農業者6者の内の中心経営体2者についても70歳以上の高齢の個人農業者であり、地区内だけで担い手を十分に確保するのは難しい状況である。また、地区外の担い手の現状としては近隣集落集落営農法人1者に加え、近隣集落の個人農業者4者となっているがその内の個人農業者2者は60才以上であり、後継者不在で経営規模の規模拡大も望んでいないという状態となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農法人および地区内の担い手1者については、郷ノ久保で、地区内の担い手のもう1者については日向で農地の集約化を図っていくこととしたい。それ以外の担い手については、農地の集約化は図れていない。また、当該集落営農法人の負担軽減のために、集落営農法人が地区内で耕作を行う地権者の内、小田地区内の地権者8戸が当該集落営農法人に加入し、集落営農法人の一員となって、農地の維持管理を行う予定となっている。

地区外の担い手の1人である若手農業者は今後、農業経営規模の拡大を希望しているため、離農者等が耕作していた農地については当該若手農業者を中心に集積・集約を進めていくこととする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状(R3)		今後(R8)の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A(個人農業者)	水稻等	1.1 ha	水稻等	1.3 ha	
	B(個人農業者)	水稻等	3.6 ha	水稻等	3.6 ha	
認農法	C(農事組合法人)	水稻等	5.2 ha	水稻等	3.4 ha	
	D(個人農業者)	水稻等	1.0 ha	水稻等	2.8 ha	
	E(個人農業者)	水稻等	2.0 ha	水稻等	2.0 ha	
認農	F(個人農業者)	水稻等	0.7 ha	水稻等	0.7 ha	
認農	G(個人農業者)	水稻等	0.5 ha	水稻等	0.5 ha	
			ha		ha	
計	7経営体		14.1 ha		14.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針としては人・農地プランの策定地区を重点実施地区とし、上記の集落営農法人、若手農業者の耕作地については、原則として、農地中間管理機構を通じて貸し借りをを行うこととする。また、それ以外の中心経営体の耕作地についても、当該中心経営体の病気や怪我等の事情で当該農地の耕作が困難になった場合に、農地中間管理機構に農地の一時保全管理や新たな受け手への円滑な貸付を任せられるように、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを順次進めていくこととする。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	井之口	平成29年7月12日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積 ※	26.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.3 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有 ※ 地区内の耕地面積は現状では26.7haであるが、ほ場整備事業完了後の耕地面積は23.4haとなる見込。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

井之口地区の農地についてはほ場整備が行われておらず、一区画の農地面積も10a前後で狭小であり、農水路は老朽化が激しく、農道も道幅が狭く行き止まり等も多く、農道に直接面していない農地もある。また、担い手の状況についてはその大半が兼業農業者や自作農業者であり、高齢化が進んでおり、後継者も不在となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の担い手については高齢化が進んでおり、後継者も居ないため今後の担い手の確保が課題となっているため、ほ場整備事業を機会として集落営農組織を法人として設立し、その集落営農法人に農地を集積・集約していくこととなっている。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(集落営農法人)	水稻等	0 ha	水稻等	20.6 ha	
認農	B(個人農業者)	水稻等	2.8 ha	水稻等	2.5 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2経営体		2.8 ha		23.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

集落営農法人による耕作を行うために必要な農村インフラの整備をほ場整備事業で実施することとしている。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	宇賀野	平成26年3月17日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	64.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・集落内に個人経営の農業法人と集落営農組織(農事組合法人)が設立されており、将来も中心経営体として期待されている。
- ・近年、集落営農組織の規模拡大が進展する一方で、労働力の確保が構成員の高齢化の影響で難しくなりつつある。
- ・集落内の農地は大半がほ場整備されているものの、県道近くの農地はほ場整備がされておらず、大型機械で作業しにくい。また、ほ場整備がされてから30年以上が経過しており、排水の悪いほ場が見受けられる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・集落内の規模拡大志向の中心経営体に農地の集積を図る。
- ・担い手同士での農地の集約化を推進し、効率的な土地利用に努める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(農事組合法人)	水稻等	26.4 ha	水稻等	25.6 ha	
認農法	B(株式会社)	水稻等	28.3 ha	水稻等	28.4 ha	
	C(個人農業者)	水稻等	1.3 ha	水稻等	1.2 ha	
認農法	D(有限会社)	水稻等	1.2 ha	水稻等	1.2 ha	
計	4経営体		57.2 ha		56.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地の集積・集約を推進するため、農地の地権者が担い手に耕作を依頼する場合は、原則として農地中間管理機構を通じて農地を貸付ける。
・農用地利用改善組合は担い手間の利用調整を図り、農地の地権者間同士で形成した合意を人・農地プランとして取りまとめていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	大野木	平成26年9月30日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	50.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.2 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

大野木地区は約120戸で高齢化率が顕著で空家も増加している。現在の50歳代までは、農業経験があるがそれ以降は経験がなく後継者を育てていく必要がある。農地の現状は、地域が傾斜地で圃場は大きくても1枚30a程度、法面も多く草刈り作業が多い形も複雑で湿田も多く作業効率は低い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今まで地区内で耕作を行っていた中心経営体4者のうちの2者が令和4年度以降は地区内での耕作を行わないこととなり、残りの中心経営体2者がその農地を引き継ぐこととなった。今後は残りの2者の中心経営体に農地を集積・集約することで地区内での効率的な農業経営を行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(農事組合法人)	水稻等	30.5 ha	水稻等	35.3 ha	
認農	B(個人農業者)	水稻等	6.6 ha	水稻等	13.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2経営体		37.1 ha		48.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

今後、地区内で離農や規模縮小する農業者が現れた場合は原則として農地中管理機構に農地を貸付けることとし、それにより更なる農地集積・集約を行うこととする。また、大野木地区については重点実施区域内の指定を受けることで実施可能な国事業を活用するために、重点実施区域の指定を平成27年度より受けており、従前より当該国事業を活用し区画拡大、暗渠排水、水路の更新整備等に取り組んでいるが、今後も同様の取組を継続していくことで、大野木地区内における農作業のより一層の効率化を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	柏原	平成30年3月30日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	81.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	81.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・高齢化に伴い後継者がいない為、毎年4人～5人程の人が離農されていくのが現状である。
 ・当該地域には、農業法人「有限会社 ファームやまね」がおられるので、非常に心強く、離農される方も安心して任せられることができる。
 ・開水路等施設の維持管理は柏原農業振興保全組合がバックアップし、互いに協調しながら農地管理を行っている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・小字ごとに農地の集積・集約を行っていく
 ・担い手に対して草刈り等のバックアップを行う

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(有限会社)	水稻等	44.3 ha	水稻等	45.1 ha	
認農	B(個人農業者)	水稻等	5.1 ha	水稻等	5.1 ha	
認農	C(個人農業者)	水稻等	0.7 ha	水稻等	3.3 ha	
			ha		ha	
計	3経営体		50.1 ha		53.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・新たに貸し出される農地は機構を通じて担い手に貸し付ける。
 ・高齢化に伴う農業離れについては、地権者の担い手がいない状況下では致しかたない事であるが、唯一の担い手である「農業法人 ファームやまね」に対して任せたら何もしないということでは無く、組合だけでなく地権者が率先して協力していく維持管理体制作りを必要とする。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	高番	平成25年3月18日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

「地域の農地は地域自らが守る」ということを目標に掲げて設立した担い手(集落営農法人)に対する地域住民の理解は一定程度あるものの、地域住民の高齢化と減少化の影響もあり、十分な協力が得られていないのが現状である。また、担い手(集落営農法人)の構成員の高齢化も進展してきている現状がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・集落営農法人に農地を集積していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(農事組合法人)	水稻等	31.3 ha	水稻等	31.3 ha	
	B(個人農業者)	施設園芸	0.4 ha	水稻等	0.4 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2経営体		31.7 ha		31.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・集落営農法人に農地を集積していくため、地区内の農地は基本的に農地中間管理機構に貸付を行うようにしていく。
- ・地域の担い手(集落営農法人)への農地集積はほぼ完了している(集積率約90%)。
- ・水稻の作付品目の多品目化を図る。
- ・機械による省力化を前提とした水田における園芸作物栽培を検討していく。
- ・集落営農法人内部において、役員や若手構成員の育成を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米原市	本郷	平成27年3月30日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用意向有	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の地権者は、ほとんどが自治会住民であり、集落営農法人の組合員でもある。地域農業の担い手である集落営農法人に農地集積を図り、経営コストの低減を図る必要がある。 ・集落営農法人に農業経営を全て委託するのではなく、組合員自ら畦草の刈り取りなど管理作業を行っていく必要がある。集落営農法人が継続して適正な運営ができるよう組合員の協力が必要である。 ・集落営農法人についても、米、麦のみならず、高付加価値のある作物を生産する努力が必要であり、組合員は生産された農作物を購入して、営農組合を支えていく必要がある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>集落内の農業者は高齢化しており、農業用機械の更新時期に合わせて離農する傾向がある。また、米価下落に伴い農業離れが一層加速化している。そのため、規模縮小する農業者や離農者の農地を担い手や新規就農者に集積し、農地の有効活用を進め、耕作放棄地の発生を防止する。また、担い手への面的集積を促進し、低コストな農業経営を目指す。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A(農事組合法人)	水稻等	21.5 ha	水稻等	21.5 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1経営体		21.5 ha		21.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・滋賀県・米原市・農協等の関係機関と連携しながら、農地中間管理機構を活用するメリットを地権者や農業者に説明し、理解を進める。また、原則として機構を活用し、担い手の面的集積を支援する。
 ・集落営農法人は既に法人化しており、組織の強化を図り、地域農業の維持・発展を目指す。また、高齢農業者や離農者から集落営農法人等への農地の利用集積や作業受委託を行いながら、農地の有効利用を進め、低コストで効率的な農業経営を行う。
 ・米・麦以外に小菊などの花卉類などの高付加価値の作物を栽培することで、地域農業の体質強化を図る。
 ・生産から販売までを一元管理し、コスト低減を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0	0	0

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。